

## 第20回大空町農業委員会総会議事録

令和4年2月24日 第20回大空町農業委員会総会は、大空町東藻琴農村環境改善センター多目的ホールに招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1番 小川 一 浩  | 4番 佐藤 廣 治  | 5番 斎藤 宏 幸  |
| 7番 伊藤 博 幸  | 8番 長尾 照 幸  | 9番 渡邊 恵 二  |
| 10番 福田 重 幸 | 12番 増子 昭 雄 | 13番 福田 英 信 |
| 14番 原本 勝 広 | 15番 遠藤 哲 也 | 16番 石原 せつえ |
| 17番 佐野 一 義 | 18番 渡辺 誠   | 19番 高橋 敬 義 |
| 20番 佐久間 仁  | 21番 仲西 政 克 | 22番 岡本 シゲ子 |
| 23番 丹羽 真 治 | 24番 石田 正 俊 |            |

#### (2) 欠席者

|           |          |           |
|-----------|----------|-----------|
| 2番 上田 英 樹 | 3番 森 英 章 | 6番 森賀 祐 司 |
| 11番 真鍋 剛  |          |           |

### 2. 職員等の出欠状況

|           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 事務局長 井上 透 | 主幹 石川 大樹 | 主事 見延 洸太 |
| 主事補 河面 玲央 |          |          |

第20回大空町農業委員会総会議事録

午後2時00分

|      |  |
|------|--|
| 井上局長 | <p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第20回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>  |
| 井上局長 | <p>次に、石田会長よりごあいさつ申し上げます。</p>   |
| 石田会長 | <p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は委員の皆様におかれましては、コロナ禍で自粛されている中、また何かとお忙しい中での第20回総会への出席、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は三回目のワクチン接種が女満別研修会館で行われているため、東藻琴農村環境改善センターで行うことといたしました。</p> <p>さる21日～22日には、全道的に暴風雪に見舞われまして、皆様におかれましては、ハウスの管理・除雪等、大変ご苦労されたことと思います。また、多数の道路が通行止めになり、牛乳などの集荷も思うようにできなかったのではないかと考えております。昨日の朝にも多少雪が降りましたが、昨日で通行止めの道路も概ね開通したとのことですので、一安心しているところでございます。</p> <p>さて、2月に入りまして、ハウスの準備、玉ねぎの播種等が始まっている事と思います。またもう少ししましたら、ビートの播種、融雪剤散布等、作業が始まりますが、お体に気を付けて事故などの無いよう、よろしく願いたします。</p> <p>簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p> |
| 井上局長 | <p>1月24日開催の第19回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>  |
| 石田会長 | <p>ただ今より第20回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後2時04分)</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 井上局長  | <p>ただちに本日の会議を開きます。<br/>諸般の報告をいたさせます。<br/>事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、20名であります。<br/>森賀委員、上田委員、森委員、真鍋委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第3号までの合計29件であります。</p> <p>以上でございます。</p>  |
| 石田会長  | <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、14番原本委員、15番遠藤委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番から3番について、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>   |
| 河面主事補 | <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和4年2月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番から3番朗読】</b></p> <p>1番につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、1ページに掲載をしております。農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>2番につきましても、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、2ページに掲載をしております。農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>3番につきましても、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、2ページに掲載をしております。農地法第3条</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>  |
| 石田会長 | <p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>   |
| 委員長  | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>   |
| 石田会長 | <p>これより所有権移転関係1番から3番について質疑に入ります。</p>  |
| 委員   | <p>(なしの声)</p>   |
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号所有権移転関係1番から3番について採決しま</p> <p>す。</p> <p>本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p>  |
| 委員   | <p>(異議なしの声)</p>   |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に所有権移転関係4番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>  |
| 見延主事 | <p><b>【議案第1号所有権移転関係4番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、親子間の贈与に係る新規案件となっております。図面については、4～5ページに掲載をしております。農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p> |
| 石田会長 | <p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>   |
| 委員長  | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま<br/>す。<br/>以上です。</p>   |
| 石田会長 | <p>これより所有権移転関係 4 番について質疑に入ります。</p>  |
| 委員   | <p>(なしの声)</p>   |
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。<br/>これより議案第 1 号所有権移転関係 4 番について採決します。<br/>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>  |
| 委員   | <p>(異議なしの声)</p>   |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br/>次に所有権移転関係 5 番について、提案理由の説明を求めます。<br/>事務局。</p>  |
| 石川主幹 | <p><b>【議案第 1 号所有権移転関係 5 番朗読】</b><br/>この件につきましては、孫への贈与に係る新規案件でございます。<br/>図面については、6 ページに掲載をしております。農地法第 3 条第 2<br/>項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますの<br/>で、ご審議願います。<br/>以上です。</p> |
| 石田会長 | <p>この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いしま<br/>す。</p>  |
| 委員長  | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。<br/>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用<br/>形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま<br/>す。<br/>以上です。</p>   |
| 石田会長 | <p>これより所有権移転関係 5 番について質疑に入ります。</p>  |
| 委員   | <p>(なしの声)</p>   |
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 委員   | <p>これより議案第1号所有権移転関係5番について採決します。<br/>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>   |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br/>次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。<br/>事務局。</p>   |
| 見延主事 | <p><b>【議案第1号利用権設定関係1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となります。<br/>図面については、7ページに掲載をしております。農地法第3条<br/>第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております<br/>ので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p> |
| 石田会長 | <p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。<br/>です。</p>  |
| 委員長  | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。<br/>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形<br/>態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま<br/>す。</p> <p>以上です。</p>  |
| 石田会長 | <p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>   |
| 委員   | <p>(なしの声)</p>  |
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。<br/>これより議案第1号利用権設定関係1番について採決します。<br/>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員   | <p>(異議なしの声)</p>  |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br/>次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。<br/>事務局。</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 石川主幹 | <p><b>【議案第1号利用権設定関係2番朗読】</b></p> <p>この件につきましても、借主の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、8ページに掲載をしております。農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p> |
| 石田会長 | <p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>   |
| 委員長  | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>  |
| 石田会長 | <p>これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。</p>  |
| 委員   | <p>(なしの声)</p>   |
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号利用権設定関係2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>  |
| 委員   | <p>(異議なしの声)</p>   |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>  |
| 石川主幹 | <p><b>【議案第1号利用権設定関係3番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、親子間の使用貸借に伴う案件となります。図面については、9ページに掲載をしております。農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>  |
| 石田会長 | <p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 委員長  | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。<br/>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま<br/>す。<br/>以上です。</p>  |
| 石田会長 | <p>これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。</p>   |
| 委員   | <p>(なしの声)</p>  |
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。<br/>これより議案第2号利用権設定関係3番について採決します。<br/>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員   | <p>(異議なしの声)</p>  |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br/>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。<br/>所有権移転関係1番及び2番について、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。<br/>事務局。</p>  |
| 石川主幹 | <p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和4年2月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第2号所有権移転関係1番及び2番朗読】</b></p> <p>1番につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、10ページに掲載をしております。2月18日に第5地区農業委員により、あっせん会が行われております。</p> <p>2番につきましても、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、11ページに掲載をしております。2月18日に第5地区農業委員により、あっせん会が行われております。なお、2件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> |



|      |  |
|------|--|
|      | <p>以上です</p>  |
| 石田会長 | <p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>  |
| 委員長  | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。<br/>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま<br/>す。<br/>以上です。</p>   |
| 石田会長 | <p>これより所有権移転関係1番及び2番について質疑に入ります。</p>   |
| 委員   | <p>(なしの声)</p>  |
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。<br/>これより議案第2号所有権移転関係1番及び2番について採決しま<br/>す。<br/>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>  |
| 委員   | <p>(異議なしの声)</p>  |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br/>次に所有権移転関係3番について、提案理由の説明を求めます。<br/>事務局。</p>   |
| 石川主幹 | <p><b>【議案第2号所有権移転関係3番朗読】</b><br/>この件につきましては、今年まで利用集積にて賃貸借を行っていた<br/>農地の所有権移転となっております。そのため、図面につきましては<br/>は、省略しております。<br/>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合してい<br/>ることを確認しております。<br/>以上です。</p> |
| 石田会長 | <p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>  |
| 委員長  | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。<br/>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま<br/>す。<br/>以上です。</p>  |
| 石田会長 | <p>これより所有権移転関係 3 番について質疑に入ります。</p>   |
| 委員   | <p>(なしの声)</p>  |
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。<br/>これより議案第 2 号所有権移転関係 3 番について採決します。<br/>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員   | <p>(異議なしの声)</p>  |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br/>次に利用権設定関係 1 番及び 2 番について、貸主が同一ですので、<br/>一括して提案理由の説明を求めます。<br/>事務局。</p>  |
| 石川主幹 | <p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 1 番及び 2 番朗読】</b><br/>1 番及び 2 番につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件とな<br/>っております。図面は 1 2、1 3 ページに掲載しております。1 月 2<br/>8 日に第 3 地区農業委員により、あっせん会が行われております。な<br/>お、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にすべて適合しているこ<br/>とを確認しております。</p> |
| 石田会長 | <p>この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いしま<br/>す。</p>   |
| 委員長  | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。<br/>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形<br/>態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま<br/>す。<br/>以上です。</p>   |
| 石田会長 | <p>これより利用権設定関係 1 番及び 2 番について質疑に入ります。</p>   |
| 委員   | <p>(なしの声)</p>  |
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 委員   | <p>これより議案第2号利用権設定関係1番及び2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>   |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>  |
| 石川主幹 | <p><b>【議案第2号利用権設定関係3番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。2月8日に第5地区農業委員により、あっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> |
| 石田会長 | <p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>   |
| 委員長  | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>  |
| 石田会長 | <p>これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。</p>  |
| 委員   | <p>(なしの声)</p>   |
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係3番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>  |
| 委員   | <p>(異議なしの声)</p>   |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係4番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 河面主事補 | <p><b>【議案第2号利用権設定関係4番朗読】</b></p> <p>4番～6番までの案件につきましては、農地更新に係る案件となっております。そのため図面を省略しております。2月4日に第1地区農業委員により、あっせん会が行われております。</p> <p>なお、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p> |
| 石田会長  | これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。   |
| 委員    | (なしの声)  |
| 石田会長  | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第2号利用権設定関係4番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。   |
| 委員    | (異議なしの声)  |
| 石田会長  | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。<br>事務局。   |
| 河面主事補 | <p><b>【議案第2号利用権設定関係5番朗読】</b></p> <p>以上です。</p>   |
| 石田会長  | これより利用権設定関係5番について質疑に入ります。   |
| 委員    | (なしの声)  |
| 石田会長  | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第2号利用権設定関係5番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。   |
| 委員    | (異議なしの声)  |
| 石田会長  | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係6番について、提案理由の説明を求めます。<br>事務局。   |

|       |  |
|-------|--|
| 河面主事補 | <p>【議案第2号利用権設定関係6番朗読】<br/>以上です。</p>  |
| 石田会長  | これより利用権設定関係6番について質疑に入ります。  |
| 委員    | (なしの声)   |
| 石田会長  | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第2号利用権設定関係6番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。  |
| 委員    | (異議なしの声)   |
| 石田会長  | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係7番及び8番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。<br>事務局。  |
| 見延主事  | <p>【議案第2号利用権設定関係7番及び8番朗読】<br/>7番～14番までの案件につきましては、農地更新に係る案件となっております。そのため図面を省略しております。1月12日及び18日に第2地区農業委員により、あっせん会が行われております。<br/>なお、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。<br/>以上です。</p> |
| 石田会長  | これより利用権設定関係7番及び8番について質疑に入ります。  |
| 委員    | (なしの声)   |
| 石田会長  | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第2号利用権設定関係7番及び8番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。  |
| 委員    | (異議なしの声)   |
| 石田会長  | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。   |

|      |   |
|------|---|
|      | 次に利用権設定関係 9 番について、提案理由の説明を求めます。<br>事務局。   |
| 見延主事 | 【議案第 2 号利用権設定関係 9 番朗読】<br>以上です。   |
| 石田会長 | これより利用権設定関係 9 番について質疑に入ります。   |
| 委員   | (なしの声)  |
| 石田会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第 2 号利用権設定関係 9 番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。                   |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 石田会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係 1 0 番及び 1 1 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。<br>事務局。 |
| 見延主事 | 【議案第 2 号利用権設定関係 1 0 番及び 1 1 番朗読】<br>以上です。   |
| 石田会長 | これより利用権設定関係 1 0 番及び 1 1 番について質疑に入ります。   |
| 委員   | (なしの声)  |
| 石田会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第 2 号利用権設定関係 1 0 番及び 1 1 番について採決<br>します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。     |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 石田会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係 1 2 番について、提案理由の説明を求めます。                               |

|      |  |
|------|--|
|      | 事務局。   |
| 見延主事 | 【議案第2号利用権設定関係12番朗読】<br>以上です。   |
| 石田会長 | これより利用権設定関係12番について質疑に入ります。   |
| 委員   | (なしの声)   |
| 石田会長 | これにて質疑を終了いたします。(なしの場合も)<br>これより議案第2号利用権設定関係12番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 |
| 委員   | (異議なしの声)   |
| 石田会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係13番について、提案理由の説明を求めます。<br>事務局。             |
| 見延主事 | 【議案第2号利用権設定関係13番朗読】<br>以上です。   |
| 石田会長 | これより利用権設定関係13番について質疑に入ります。   |
| 委員   | (なしの声)   |
| 石田会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第2号利用権設定関係13番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。         |
| 委員   | (異議なしの声)   |
| 石田会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係14番について、提案理由の説明を求めます。<br>事務局。             |
| 見延主事 | 【議案第2号利用権設定関係14番朗読】<br>以上です。   |

|      |  |
|------|--|
| 石田会長 | これより利用権設定関係 1 4 番について質疑に入ります。  |
| 委員   | (なしの声)   |
| 石田会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第 2 号利用権設定関係 1 4 番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。  |
| 委員   | (異議なしの声)   |
| 石田会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。<br>所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。<br>事務局。  |
| 見延主事 | 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和 4 年 2 月 2 4 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。<br><br><b>【議案第 3 号所有権移転関係 1 番朗読】</b><br>この件については、先月の総会において議決をいただいている案件となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。<br>以上です。 |
| 石田会長 | これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。  |
| 委員   | (なしの声)   |
| 石田会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第 3 号所有権移転関係 1 番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。  |
| 委員   | (異議なしの声)   |
| 石田会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。   |



|      |  |
|------|--|
|      | <p>次に利用権設定関係 1 番から 3 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。<br/>事務局。</p>  |
| 見延主事 | <p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 1 番から 3 番朗読】</b><br/>1 番の案件についても、先々月の総会において、公社買入の議決をいただいている案件に係ります受け手農家への一時貸付案件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>                                       |
| 石川主幹 | <p>2 番及び 3 番の案件についても、先々月の総会において、公社買入の議決をいただいている案件に係ります受け手農家への一時貸付案件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。<br/>以上です。</p>   |
| 石田会長 | <p>これより利用権設定関係 1 番から 3 番について質疑に入ります。</p>   |
| 委員   | <p>(なしの声)</p>  |
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。<br/>これより議案第 3 号利用権設定関係 1 番から 3 番について採決します。<br/>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員   | <p>(異議なしの声)</p>  |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br/>次に報告第 1 号「専決事項の報告について」を議題とします。<br/>事務局の説明を求めます。</p>  |
| 石川主幹 | <p>報告第 1 号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則（平成 20 年農業委員会規則第 1 号）第 18 条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和 4 年 2 月 24 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【報告第 1 号朗読】</b><br/>以上です。</p> |
| 石田会長 | <p>この件について何かご意見ございませんか。</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 委員   | (なしの声)   |
| 石田会長 | <p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 0 2 分)</p> |